

「国民生活センターの在り方の見直しに係る公開シンポジウム」  
(平成23年8月4日、22日) 配布資料

## 消費者庁と国民生活センターの一元化で何をを目指すか

消費者庁

### 1. 消費者目線を確立した「新消費者庁」をつくる

- 消費者相談の現場と結びついて、注意喚起、法執行、政策立案を行う体制をつくる
- 国民生活センター職員を基礎にして、生え抜き（プロパー）職員を中核とした体制をつくる

### 2. より迅速な情報提供・注意喚起

- 相談情報だけでなく、消費者安全法による消費者庁への通知（財産事案）も、国民生活センター（施設等機関）に集約。手口公表（問題点の指摘、消費者へのアドバイスを含む）は国民生活センター（同）が今まで以上に幅広く迅速に行う

### 3. 政策対応、執行の強化

- 消費者庁の各課（内部部局）は、政策的対応や法律の執行に、より集中する。国民生活センター（施設等機関）と連携しながら、法に基づく調査、注意喚起、他省庁への要求、事業者への対応などを強化する

### 4. 一元化を生かした消費者行政の強化

- 「隙間」事故における新たな事故調査体制の確立に、国民生活センターの商品テスト機能やノウハウを持つ人材を生かす
- 悪質商法への業種横断的な行政処分、調査権限を新たに確立する中で、事案の早期把握、迅速な調査などに、国民生活センターの人材を生かす
- 国民生活センター⇒消費生活センター、消費者庁⇒自治体担当課 という関係ではなく、自治体との窓口を基本的に一本化して、「現場」との連携、支援を強める

※これまで、国民生活センターは「非権力業務」、消費者庁は「権力業務」と「非権力業務」を担当してきた。一元化後は、「非権力業務」は国民生活センター（施設等機関）にできる限り集約、消費者庁各課（内部部局）は「権力的業務」により集中していく。